

富士見市立西中学校 いじめ防止基本方針



令和8年6月 改訂

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学省より)

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道德教育の充実について 【第15条第1項】

- ・道德の授業により、未発達な考え方や道德的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・生徒の実態に合わせて、彩の国生徒指導ハンドブック、富士見市独自の道德教材を活用する等、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道德の授業を実施する。また、今年度は道德が教科化されたことを主体的に受け止め、管理職をはじめ全教員が道德の授業を実践する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・「いじめをしない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。

イ 教育相談の充実について

- ・市教育相談室との連携を図り、SC（スクールカウンセラー）SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用して校内の教育相談体制を充実させる。
- ・教育相談部会を時間割上に明確に位置づけ、ふれあい相談員、養護教諭も参画し早期にいじめに対する情報を職員間で共有し、いじめ解消に努める。

ウ 体験活動の充実について 【第15条第1項】

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・命の授業をはじめ、福祉体験や国際交流体験、ボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

エ 生徒が主体的に行う活動・支援について 【第15条第2項】

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・生徒会本部を中心に、いじめのない学校づくりを目指した自主的で具体的な活動を展開する。

- ・ピア・サポート活動（生徒が主体的に問題解決に取り組む活動等）を継続し、活動の充実を図る。

オ いじめ防止を目的とした啓発活動について 【第15条第2項】

- ・生徒会を中心にした「あいさつ運動」の充実、いじめのない学校作り推進活動の実施に取り組む。また、単なるあいさつから相手を大切にし、敬意を表する行為に高める。
- ・道徳の授業や人権教育週間（校長講話を実施）を活用し、「いじめは絶対に、しない、させない、許さない」という意識を醸成する。

カ 保護者及び地域住民その他の関係者等との連携について 【第15条第2項】

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会、学校運営支援者協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する時のルールやモラルについての啓発活動として生徒、保護者対象の研修会や講演会を実施し、ネットいじめの予防を図る。

キ 計画的な教職員の研修の実施について 【第18条第2項】

- ・職員会議の冒頭や朝の打ち合わせ時に、短時間であっても生徒指導の情報交換を実施し、早期発見・早期対応に備える。
- ・カウンセリングマインド等を養う研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。また上級の資格取得を目指す研修に積極的に参加させる。
- ・研修を通してピア・サポート活動の充実を図る。

ク インターネットによるいじめ対応について 【第19条第1項】

- ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い、正しい使用の仕方を学ぶ。（教師・生徒・保護者対象の研修会実施）
- ・子どもとの信頼関係を築き、日々の観察や生活ノート等で早期発見・早期対応に努める。

ケ 子どもと向き合う時間の確保について

- ・校務分掌や会議の整理、精選、部活動休養日の設定等を積極的に推進し教員の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保する。

コ 学校評価への位置づけについて

- ・本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

サ 特に配慮が必要な生徒への対応について

- ・発達障がい、外国籍の子ども、性同一性障がい等の生徒について教育相談室や関係機関と連携し、適切なケアを行い細心の注意を払いながら、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について 【第16条第1項】

- ・学校生活いじめアンケートは発見の手立ての一つであると認識し、5月・11月・1月の年間3回実施する。アンケート結果は3年間保管する。
- ・アンケート結果は学校運営支援者協議会で公表し、いじめの未然防止と早期発見、迅速な対応に努める。

イ 生徒、保護者、教職員が相談できる体制について 【第16条第2項・第3項】

- ・ふれあい相談員やスクールカウンセラー、各学年の教育相談担当が積極的に連携し、教育相談体制の充実を図る。

ウ いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利等、擁護する体制について

【第16条第4項】

- ・子どもの目線に立ち、子どもたちが安心して相談できる体制をつくる。
- ・子ども自身が「自分の人権」「他人の人権」を学び、理解を深める。
- ・生徒会活動を充実させ、子どもたちが意見を表明し、参加できる場や機会の充実を図る。

(3) いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について 【第23条第1項】

- ・発見した教職員は一人で抱え込まず、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関に相談し対処したり、通報し援助を求めたりする。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について 【第23条第2項】

- ・「いじめ防止対策委員会」は速やかに関係生徒から事情を聴き取り、事実関係の把握を行った後、いじめであると判断された場合、管理職が教育委員会に報告するとともに、被害生徒・加害生徒の保護者に連絡する。

ウ いじめの確認があった場合の再発防止、関係機関との協力による被害生徒と保護者への支援、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言について 【第23条第3項】

- ・市教育委員会、専門機関や警察等、関係機関と連携を図り、情報共有やいじめを行った生徒に対する成長支援の観点から、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための支援に努める。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心に、事実関係を明らかにし、当該事態への対応や同様の事態の再発防止に努める。
- ・被害生徒・保護者に対し、適時・適切に情報提供を行い、誠実に対応するとともに、スクールカウンセラー等を活用し支援する。
- ・加害生徒に対する組織的・継続的な指導、観察とともに、保護者に対しての助言も行う。

- エ いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられる措置について 【第23条第4項】
- ・生徒に対する親身な教育相談を充実させ、スクールカウンセラーの活用やふれあい相談員、養護教諭等との連携を図る。
 - ・相談室の活用の仕方を職員が共通理解するとともに、生徒が相談しやすい雰囲気になるよう工夫し、環境を整える。
- オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間での情報を共有する措置について 【第23条第5項】
- ・いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
 - ・当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた生徒の謝罪、いじめられた生徒への報復の防止等を行う。
- カ いじめが犯罪行為の場合について 【第23条第6項】
- ・いじめが「重大な事態」と判断された場合は、教育委員会からの指示に従い、必要な対応を行う。
 - ・いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、教育委員会に連絡し、所轄警察署と相談して対処する。
 - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報、適切に援助を求める。

2 西中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員 校長・教頭・教務主任（主幹教諭）・生徒指導委員会

教育相談室

	校 長	教育相談室
	教 頭	
	教務主任（主幹教諭）	
	生徒指導委員会	
	・生徒指導主任	
	・教育相談主任	
	・各学年主任	
	・特別支援学級主担当	
	・生徒指導担当	
	・養護教諭	

(2) 活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・生徒理解に関する研修、指導・支援に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・教育相談部会を中心とした校内相談体制の充実を図る。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。
- ・研修を通してピア・サポート活動の充実を図る。
- ・各取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直しを行う。

(3) 開催

- ・各学期に1回(4月、12月、3月)、年3回定期的に開催するとともに、必要に応じて適宜開催する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
 - ・30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合
(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について 【第28条第1項・第2項】

- ・教職員、生徒及びその保護者等から事実関係や意見等に関する説明等を求める。
- ・関係団体に照会して必要な事項の文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等の提供を求める。

(2) 教育委員会への報告について 【第30条第1項】

- ・個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか「富士見市立西中学校いじめ防止対策委員会」において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4 月	《いじめ防止対策委員会》 ○各学年、教科、分掌等における「いじめ防止基本方針」に沿った指導法等の確認 【各部会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】 ○生徒に対する情報交換 【職員会議】【教育相談部会】 【生徒指導部会】 ○第 1 回学校生活いじめアンケート	○学級開き・学級ルール作り 【学級活動】 ○生徒会によるいじめ防止の取組 【生徒朝会】 ○学級組織作り【学級活動】 ○全校二者面談	○いじめ対策についての説明・啓発 【保護者会】 【授業参観】
5 月	○生徒に対する情報交換と研修 【校内研修】 【生徒指導部会】 【教育相談部会】	○行事を通した人間関係作り 【体育祭】 ○人権学習、人権作文	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA等】

6 月	○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】 ○アセスの実施	○部活動を通じた人間関係 作り【学校総合体育大会】	○第1回コミュニティ・ス クール協議会
7 月	○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】	○1学期のまとめ 【学級活動】 ○「富士見市いじめのない学校づ くりこども会議」への参加	○いじめ対策についての 啓発【保護者会】 【授業参観】
8 月	○いじめに関する生徒指導・教 育相談・インターネットの研修 【校内研修】		○保護者との情報交換 【三者面談】
9 月	○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】	○行事を通じた人間関係作り 【生徒会選挙】 ○部活動を通じた人間関係 作り【新人体育大会】	
10月	○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】 ○アセスの実施	○人権学習 ○行事を通じた人間関係作り 【校内合唱コンクール】 ○行事を通じた人間関係作り 【修学旅行に向けた準備】	○保護者との情報交換 【保護者会】 【授業参観】
11月	○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】 ○第2回学校生活いじめアン ケート	○行事を通じた人間関係作り 【修学旅行準備】	○保護者との情報交換 【全校三者面談】 【保護者会】 【授業参観】 ○第2回コミュニティ・ス クール協議会
12月	《いじめ防止対策委員会》 ○学校評価の実施 ○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】	○行事を通じた人間関係作り 【修学旅行】 ○2学期のまとめ 【学級活動】	○保護者との情報交換 【保護者会】 【授業参観】 ○保護者による学校評価 の実施
1 月	○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】 ○第3回学校生活いじめアン ケート	○行事を通じた人間関係作り 【スキー体験学習】	

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
2 月	○生徒に対する情報交換 【教育相談部会】 【生徒指導部会】 ○アセスの実施		○学校評価の公表 ○第3回コミュニティ・スクール協議会
3 月	≪いじめ防止対策委員会≫ ○「学校いじめ防止基本方針」の評価 ○今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 ○次年度学校いじめ防止基本方針の策定	○行事を通じた人間関係作り 【三年生を送る会】 【卒業式】 ○1年間のまとめ 【学級活動】	○保護者との情報交換 【保護者会】 【授業参観】